

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年5月19日 18時15分ごろ
発生場所	香川県丸亀市丸亀港北方沖 丸亀港蓬萊町防波堤灯台から真方位009° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 19.9′ 東経133° 47.2′）
事故の概要	漁船権現丸は、投網作業中、船長が左手の親指を負傷した。
事故調査の経過	令和4年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 権現丸、4.57トン KA3-18366（漁船登録番号）、個人所有 12.10m（Lr）×2.40m×0.72m、FRP ディーゼル機関、180kW、昭和50年5月3日 第280-42211号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月12日 免許証交付日 令和3年11月22日 （令和9年3月18日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期（多度津）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁を行う目的で、令和4年5月19日17時50分ごろ香川県宇多津町北浦漁港を出港し、18時00分ごろ丸亀港北方沖の漁場に到着した。 船長は、機関のクラッチを後進に入れて本船を微速力後進とし、中央部にある刺し網が巻かれたネットロードラムのクラッチを外して中立の状態とし、網の先端部にボンテンを付けて船首部から水深約13～14mに向けて投網作業を開始した。 船長は、‘刺し網の海面側に、約15m間隔で長さ約9mの黒い紐（以下「本件紐」という。）が括られており、本件紐の約1.5mの部

分に浮きを接続したロープ（以下「浮き用ロープ」という。）を結びつける作業’（以下「本件結索作業」という。）を行いながら、投網作業を続けた。（図1、図2参照）

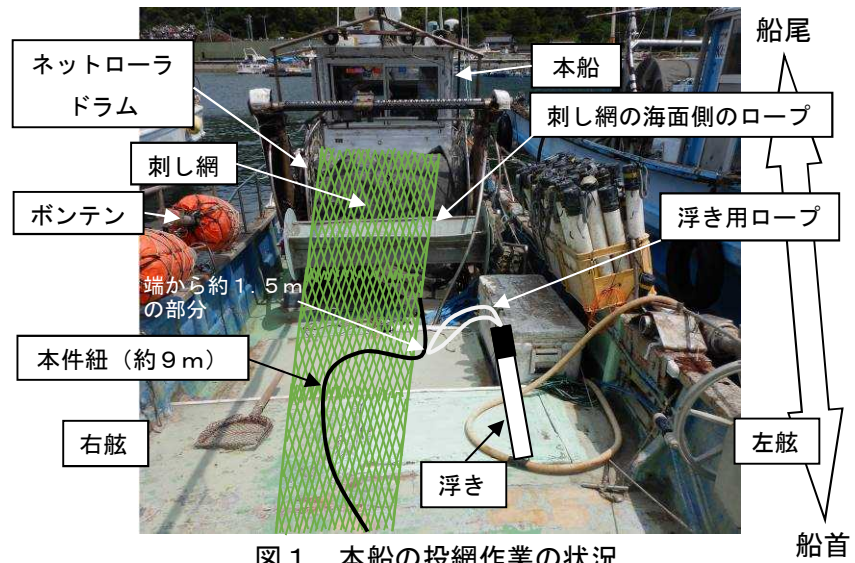


図1 本船の投網作業の状況



図2 本件結索作業の状況

船長は、本件結索作業において、‘浮き用ロープを本件紐と重ねて八の字に丸く囲んだ結び目の輪’（以下「本件結び目の輪」という。）を作り、本件紐と浮き用ロープを結んだ。

船長は、本件紐（網側）を縛り、浮き用ロープの結び目で本件紐を固定する結び方で投網作業を続けた。（図3参照）

<p>浮き用ロープの輪 (結ぶと輪の大きさは変わらない)</p>	<p>図3 本件結び目の輪の状況</p> <p>船長は、18時15分ごろ、刺し網を約450m投入し、本件結索作業を続けていたところ、本件紐が船首側の刺し網と共に流れて行く際、左手の親指が、無意識に本件結び目の輪に入り、本件紐(端側)を持っていたので、本件紐(網側)によって締め付けられた。(図4参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>図4 船長の左手の親指が本件紐で締め付けられた状況</p> <p>船長は、左手の親指が本件結び目の輪から外せず、自身で左手を引っ張り、左手の親指が本件結び目の輪によって切断したのを認めた。</p> <p>船長は、すぐに刺し網を巻き揚げた後、家族に電話をして救急車を呼ぶよう依頼して本船で北浦漁港に帰港し、救急車により香川県善通寺市の医療センターに搬送され、左母指外傷性切断と診断されて応急措置を受け、断端形成を伴う手術を行い、通院治療を要した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p> <p>船長は、左手の親指が本件結び目の輪に入って締め付けられた時、自身1人で作業していたので、ネットローラドラムを操作して投網作</p>

	<p>業を止めることができなかった。</p> <p>本件紐は、刺し網を水深に応じて海底まで投入できるように、浮き用ロープの結ぶ位置を変えて浮きの高さを調整する役割のものであった。</p> <p>船長は、本事故当時、浮きの高さを調整する本件紐（端側）が長過ぎて本件紐を踏まないように意識を向けていたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、丸亀港北方沖において、後進しながら船首部から刺し網の投網作業中、船長が、本件結索作業を続けていた際、無意識に左手の親指が本件結び目の輪の中に入り、本件紐（端側）を持っていたことから、本件紐（網側）が引っ張られ、左手の親指が本件紐で締め付けられて負傷したものと推定される。</p> <p>船長は、浮きの高さを調整する本件紐（端側）が長過ぎて本件紐を踏まないように意識を向けていたことから、無意識に左手の親指が本件結び目の輪の中に入り、本件紐（端側）を持っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、丸亀港北方沖において、後進しながら船首部から刺し網を投網作業中、船長が、本件結索作業を続けていた際、無意識に左手の親指が本件結び目の輪の中に入り、本件紐（端側）を持っていたため、本件紐（網側）が引っ張られ、左手の親指が本件紐で締め付けられたことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本事故後、浮き用ロープを使用せず、カラビナ式の固定具に新替し、本件紐に丸い金具を約1.5m毎に取り付け、同固定具を使用して本件紐の同金具に浮きを設置することとした。（図5参照）</p> <div data-bbox="790 1505 1321 1832" data-label="Image"> </div> <p>図5 浮きのカラビナ式の固定具</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の船長は、投網作業中、網の紐に浮きのロープを結んで固定

	<p>する際、指が同紐によって締め付けられるおそれがあるので、指が同紐の結び目の輪の中に入らないように注意して意識を集中し、作業を行うこと。また、あらかじめ同紐に浮きを固定するための金具等を使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁船の船長は、投網作業中、緊急時に備えて綱の紐を切断できる<small>なま</small>鉋等を身に付けておき、いつでも使用できるようにしておくこと。・ 漁船の船長は、1人乗りの場合、できる限り甲板員を乗船させ、ネットローラドラムの操作に就かせて投網作業を行うことが望ましい。
--	---

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

